ประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน

ที่ 9/2569

เรื่อง การให้สิทธิและประโยชน์ตามมาตรา 25 และมาตรา 26

สำหรับมาตรการยกระดับอุตสาหกรรม (Smart and Sustainable Industry)

非公式訳

投資委員会事務局布告

第 9/2569 号

件名：産業高度化措置（Smart and Sustainable Industry）に対する

第 25 条および第 26 条に基づく恩典付与

仏暦 2565 年（2022 年） 12 月 8 日付投資委員会布告第 15/2565 号「産業高度化措置（Smart and Sustainable Industry）」に引き続き、

労働力の能力を開発し、タイの産業部門の長期的な競争力を強化するために知識・技術移転に従事する外国人専門家（技術専門家）の導入申請を円滑化し、かつ所要時間を短縮することを目的として、投資委員会は仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法およびその改定増補の第 16 条、第 25 条および第 26 条の権限に基づき、以下のように追加恩典の付与を発布する。

第 1 項　投資委員会布告第 15/2565 号に基づく被奨励プロジェクトには、以下のように追加で第 25 条および第 26 条に基づき外国人専門家（技術専門家）の導入の恩典を付与する。

1.1　本布告の発効日より奨励申請書を提出したプロジェクトの場合、奨励証書発行日より 2 年間、外国人専門家（技術専門家）の導入の恩典を付与する。

1.2　本布告の発効日より 1 年以内に奨励証書が発行されたプロジェクトの場合、追加恩典申請書の提出日より 2 年間、外国人専門家（技術専門家）の導入の恩典を付与する。

第 2 項　第 25 条および第 26 条に基づく恩典取得期間の延長は認められない。

発布日：仏暦 2569 年（2026 年）5 月 21 日

エークニティ・ニティタンプラパート

（エークニティ・ニティタンプラパート）

副首相

投資委員会委員長